

令和 3 年度第 9 回庁議提案 審議・**報告**・その他
 提 出 日：令和 3 年 8 月 3 日
 担当部・課：教育委員会生涯学習課〔内線 5 0 5 3〕

① 件 名
令和 5 年以降の石巻市成人式の対象年齢について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>平成 3 0 年 6 月 1 3 日に民法が改正され、成年年齢を 2 0 歳から 1 8 歳に引き下げることに いて、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることとなった。</p> <p>また、成人年齢引き下げに伴い、少年法も改正され、1 8 歳と 1 9 歳は 2 0 歳以上の成人と区 別し特定少年と位置づけられ、少年法の保護対象となっている。なお、飲酒や喫煙、公営競技（競 馬・競輪等）の年齢制限については、引き続き 2 0 歳以上となっている。</p> <p>【目的】</p> <p>民法上の成年年齢は、1 8 歳に引き下げられるが、少年法や社会的状況を鑑み、成人を祝い励 ますことを目的に開催する成人式の対象年齢については、引き続き 2 0 歳とするもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号） 少年法（昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 3 年 7 月 教育委員会定例会へ報告
⑤ 主な内容
<p>令和 5 年以降の石巻市成人式の対象年齢についても、引き続き 2 0 歳とする。</p> <p>1 対象者について</p> <p>(1) 式典開催の年度内に 2 0 歳に達する者</p> <p>(2) 石巻市に住所を有する者（外国人も含む）</p> <p>(3) 就職、進学等で石巻市以外に住所を有しているが、帰省して参加を希望する者</p> <p>2 その他</p> <p>令和 5 年以降の成人式名称については、今後検討を行う。 （成人式や二十歳のつどいなど）</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>1 8 歳は、進学や就職に関する大切な時期であるとともに、保護者の経済的な負担も大きい時 期であるが、軽減が期待される。</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

- ・引き続き20歳を対象とする県内市町（公表済み）
仙台市、白石市、角田市、柴田町、名取市、富谷市、亘理町、七ヶ浜町、加美町
- ・18歳を対象とする県内市町（公表済み）
なし

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年9月 市報いしのまき9月1日号へ令和5年以降の石巻市成人式の対象年齢について掲載予定。併せて、市ホームページ等により、広報を行う。

⑨ その他

※参考1

令和3年1月開催の対象者数と出席状況

対象者 1,308人（男653人・女655人）

出席者 964人（市内828人（男411人・女417人）・市外136人）

※参考2 アンケート調査結果

- （1）内閣府が平成30年に実施した「成年年齢の引き下げに関する世論調査」の結果によると、成年年齢引き下げ後の成人式について、20歳での開催を希望するものが16～22歳では71.9%、40～59歳では55.0%を占めている。
- （2）一般社団法人全国高等学校PTA連合会が平成30年に実施した成人式に関するアンケート調査によると、成年年齢引き下げ後の成人式について、20歳での開催を希望するものが保護者の53.7%を占めており、18歳での開催を希望するものは30%を下回っている。